

# 直送一番ナビ システム利用約款

株式会社 アスク(以下、「甲」という。)がインターネットで運営するトレナビ内のショッピングモール「直送一番ナビ」(以下、「サイト」という。)への出店に対して、会員申込者(以下、「乙」という。)がインターネットショッピング販売管理システム(以下、「ネット販売システム」という。)の利用に関し、以下のとおり約款を定める。

## 第1条 (定義)

1. 「会員」とは、甲と乙が契約の成立に伴い、ネット販売システムの利用を許可された法人の事である。
2. 「出店」とは、サイト内に会員のネット販売システムを構築することである。
3. 「店舗」とは、出店により乙が商品の販売を行うインターネット上の店舗のことである。
4. 「顧客」とは、店舗を経由して商品の問合せ、購入およびサイトの閲覧を行った者の総称である。
5. 「売上」とは、乙が契約期間中に店舗で顧客に対して承諾後に、商品を出荷した額である。
6. 「注文情報」とは、店舗を経由して商品の購入申し込みを行った顧客の氏名、注文商品名、注文数量、商品発送先住所、メールアドレスを含む支払情報などである。

## 第2条 (ネット販売システム)

ネット販売システムでは次の機能を有するソフトウェアを提供する。

1. 店舗を行うために必要となるサイト内へのストア情報を含む情報の掲載機能。
2. 販売を行う商品の各種商品情報を登録することができる機能。
3. 顧客が店舗を経由して商品の注文を行うことができる機能。
4. 受注情報と商品販売管理を行うことができる機能。

## 第3条 (契約の成立)

1. 出店希望者は、本約款を承認の上、トレナビ会員申込書に必要事項を記入し申込を行わなければならない。
2. 甲は会員申込に対し、承認した時点で、甲と乙の会員契約(以下、「本契約」という。)が成立する。

## 第4条 (会員の基本事項)

1. 乙は、本契約を遵守することを条件にネット販売システムを利用することができる。
2. 乙は、本契約を満たしているかの判断を行うために必要な情報を必要に応じて甲に提供することを約束し、当該情報が正確かつ適正であることを保証する。
3. 乙は、商品を販売するために必要となる許認可や許諾を取得済みであることを保証する。
4. 乙は、ネット販売システムを利用するのに必要な機器、ソフトおよび人材をみずから用意し、これを維持する。
5. 甲は、ネット販売システムの閲覧者へ重大な影響を及ぼすと判断した場合に限り、乙の店舗に乙に告知することなく、URLの非掲載をも含む変更をすることができることとし、乙はこれに異議を唱えないものとする。

## 第5条 (ソフトウェア)

甲が提供するネット販売システムは株式会社ロックオンにより提供されているECサイト構築ソフトウェア「EC-CUBE」を元に甲が独自機能を追加開発したソフトウェアになります。この使用に関し、次の条項を承諾する。

1. 乙はネット販売システムソフトウェアをサイトでの使用に限る。
2. ソフトウェアの著作権をはじめとする一切の知的財産権は株式会社ロックオンに帰属し、日本国著作権法および国際条約により保護されている。甲の追加機能は、甲に著作権が帰属することとなる。
3. 使用ライセンスは「GPLライセンス」を適用することを許諾し、乙による「商用ライセンス」への変更はできないこととする。
4. 乙は甲に許可なくソフトウェアの改変を行ってはならない。
5. 本ソフトウェアの使用により乙および第三者がいかなる種類の損害が生じても、甲は契約責任、不法行為責任その他いかなる法的責任に関し、一切その責任を負わない。また、乙および第三者より損害発生の可能性について示唆されていた場合あるいは予見し得た場合でも同様とする。

## 第6条 （会員としての義務）

1. 乙は、ネット販売システムの利用に関しては、関連するすべての法令に従わなければならない。
2. 乙は、顧客に対し、売買契約の売主が乙である旨の明確な表示を行う。
3. 乙は、売主としての義務を履行し、商品売買に関する問合せに誠実に対応し、甲に何らの負担をかけない。
4. 乙は、販売する商品および店舗情報について、その品質、機能、安全性、警告表示および取扱い説明書の記載に瑕疵の無いことと、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、その他の関連諸法規、諸基準に適合していることを閲覧者に保障する。また、乙は商品による事故を防止するため、万全の措置を取ることとする。
5. 乙は、商品および店舗情報に関して顧客または第三者からクレームを受けた場合（訴訟の提起含む）には、自らの責任と費用をもって誠実に対応し解決を図り、かつ再発防止に努める。
6. 乙は、前項のクレームに対しては顧客または第三者の意向を十分尊重して速やかに解決を図るとともに、甲に対して、その経過を随時報告することとする

## 第7条 （システム利用料）

1. 乙は、甲に対して、トレナビ会員申込書記載の直送一番ナビ月額料金に消費税を加えた額を支払う。
2. 支払手数料は乙の負担とする。

## 第8条 （契約期間）

1. 本契約の有効期間は、アカウント発行から2年間とする。ただし、任期満了の1ヵ月前までに双方いずれからも書面による解約の意思がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約が期間満了、合意解約、解除等の理由の如何を問わず終了した場合、終了時にまだ未履行の債務がある場合、当該債務については、すべての債務の履行が完了するまでなお、本契約が適用される。

## 第9条 （管理責任者）

1. 乙は、本契約に基づく出店および販売等を行うに際し、管理責任者を設けネット販売システムの利用方法を十分理解する努力を行うとともに、甲からの問い合わせに対し、連絡手段となるメールアドレスを設け適宜連絡が取れる状態を維持することとする。
2. 乙は、管理責任者を変更する際は、変更後の管理責任者の氏名を甲に通知するとともに、連絡先メールアドレスの変更もある場合には合わせて通知を行う。また、管理者画面にて使用するパスワードの変更を自身で行うこととする。

## 第10条 （業務委託）

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲および乙は、当該再委託先に対し、本契約所定と同等の義務を負わせるものとし、いかなる行為に対しても責任を負うものとする。

## 第11条 （著作権等）

1. 店舗に含まれる著作物の著作権は、乙が作成した著作物に対しては乙に帰属し、ネット販売システムに対しては、第5条(ソフトウェア)を準用する。
2. 乙は、店舗にて使用する著作物が、第三者の著作権その他知的財産権、プライバシーポリシーその他の権利を侵害してはならない。また、第三者からのクレーム(損害賠償の請求、使用差し止めの請求など)を受けた場合、本契約中はもとより終了後に発生したものであっても、乙の責任と費用でこれを解決するものとし、甲にいかなる迷惑も及ぼさず、また甲が被った損害を補償する。ただし、当該紛争が、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

## 第12条 （補償と損害賠償額）

1. 乙は、本契約に違反し、あるいは、本契約に関連して第三者との間で発生した紛争(訴訟の提起を含む)については、乙の責任と費用にて解決し、甲に何らの迷惑をかけないものとする。

2. 本約款で免責を除く場合において、甲の故意、または過失で乙に損害が発生した場合、甲は当該損害を乙に対して賠償する。ただし、賠償金額は、乙が申込をしたプランのシステム利用料1ヵ月分を限度とする。

### 第13条 （守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
2. 甲および乙は、相手方より開示を受けた情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、自らの責任において、本契約と同等の守秘義務を被開示者に課することを条件として、従業員、取引業者、弁護士または税理士等の専門家などの第三者に開示することができる。

### 第14条 （個人情報の保護）

1. 会員は、本約款に基づき取り扱いが生じる、個人を特定できる情報（以下「個人情報」という。）について、厳に秘密として取扱い、相手の同意が無い限り、本約款に係る業務遂行の目的以外の利用はせず、また第三者に漏洩してはならない。
2. 会員は、本約款に基づき取り扱う個人情報が会員の従業者以外の者が接することが無いよう管理し、また限られた従業者のみが接する事ができるなどの配慮を行い、従業者に秘密保持義務のあることを認識させるとともに、遵守させることとする。

### 第15条 （顧客情報）

1. 乙は、店舗に直送一番ナビのプライバシーポリシーへのリンクを義務とし、その内容を理解および把握を行うとともに、顧客より収集した個人情報の取り扱いに関して遵守しなければならない。
2. 乙は、顧客の個人情報をプライバシーポリシーに掲載した範囲内でのみ利用することができる。
3. 甲が管理する顧客情報に対して、プライバシー保護および甲の信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲を、甲が適切と判断する制限措置を設けることができる。
4. 乙は、第三者に顧客情報を有償／無償を問わず、漏洩／開示／提供その他取扱わせてはならない。ただし、乙は、決済業務および配送業務を行う際に、本約款の守秘義務の範囲内で顧客情報を開示することができる。
5. 乙は、本契約終了後、甲が書面にて承諾した場合を除き、出店にて知り得た顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたり甲の管理下にある顧客情報を抽出等してはならない。
6. 乙は、個人情報の保護に関する法律上の個人情報取り扱い事業者に該当するか否かを問わず、同法にて定める個人情報取扱事業者としての義務を遵守しなければならない。

### 第16条 （中途解約）

1. 乙は、本契約の契約期間内であっても、甲に対し、解約予定日の1ヵ月前までに書面による通知を行い、本契約の中途解約を行うことができる。但し、本契約初年度では、解約申し時の月額料をもとにし、残存期間分の月額料を一括して甲に支払わなければならない。
2. 乙の責に帰すべき事由により、契約期間満了前に本契約が解除された場合、前項但し書きを準用する。

### 第17条 （契約解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何等の催告も要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 本契約および本契約に付随して取決めた約定事項に違反したとき
  - (2) 相手方の社会的信用を著しく毀損したり、損害を与えた場合、又はその恐れがあるとき
  - (3) 重大な過失または背信行為があったとき
  - (4) 支払の停止があったとき、または仮差押さえ、仮処分、競売、破産、和議開始、会社更生手続き、会社整理開始、特別清算開始等の申立てを受け若しくは自ら申し立てたとき
  - (5) 手形、小切手につき不渡りを出し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受け、若しくは支払い停止または支払不能に陥ったとき
  - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき

- (7) 乙と連絡が途絶えたと甲が判断したとき
  - (8) 関係官庁から営業停止処分または営業許可若しくは注意または勧告をうけたとき
  - (9) 取扱い商品および販売方法が、公序良俗に反し、サイトにふさわしくないと甲が判断したとき
  - (10) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1 ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解除することができる。

#### **第18条 (契約終了後の措置)**

1. 本契約が終了した場合、甲は本規定に従い、ネット販売システムの利用を停止する。
2. 甲は、本契約の終了時にネット販売システムを含む店舗の情報を削除することができる。データベースに格納された注文情報および個人情報については、契約終了後に一定期間経過後に甲が削除することとする。

#### **第19条 (不可抗力)**

天災地変その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰することができない事由により、委託業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときには、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

#### **第20条 (免責)**

1. 甲はサーバに障害が発生した等の理由により、サイトにおける乙または他の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、必要となる措置を取る事ができる。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、サイトの仕様変更もしくはサービスの追加/停止を行うことができる。
3. 甲は、乙の出店に関して被った損害(サーバ停止、ネット販売システム障害/不具合、メール未送信、FAX 未送信およびサービスの全停止または一部停止含む事象、顧客との取引等によるものも含むが、それらに限らず、またその原因のいかんを問わない)について、賠償する責を負わない。

#### **第21条 (協議事項)**

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して当事者間に疑義が発生した場合には、甲乙誠意をもって協議を行い、その対応を決定する。

#### **第22条 (合意管轄)**

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、千葉地方裁判所木更津支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### **第23条 (その他)**

甲は、乙に事前の告知をする事なく、本約款または契約条件を任意に変更・改廃することができる。

平成 26 年 2 月 1 日制定